

介護サービス事業所等へのサービス継続支援事業費補助金 Q&A

	質問内容	回答
1	交付要綱別表1・2 1(1)「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と別表3 1(2)「介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければなりませんか。	タイミングが同時期でない場合など1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。
2	宮崎市にも事業所が所在する場合、宮崎市以外に存する事業所分のみを取りまとめて県に申請すればよいですか。	お見込みのとおりです。
3	令和2年1月15日以前から備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合は対象となりますか。	本事業においては、1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはなりません。
4	対象は、令和2年1月15日以降となっていますが、いつまでが対象となりますか。	令和2年度末までが対象となります。
5	令和2年1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染者が発生した事業所等が既に支出した経費(衛生用品購入費、割増賃金・手当等)についても、本補助金の対象となりますか。	令和2年1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
6	対象経費は、申請時点で既に発生済みのものでしょうか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。
7	既存のスタッフに追加手当を支給する場合も対象となりますか。	既存のスタッフ如何にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当での支給は対象となります。
8	別表1 2(1)「事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・」とありますが、感染者支援や感染した職員の代わりとして、新たに職員を雇用する場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
9	感染者・濃厚接触者への対応が発生した場合、対応した職員に係る経費のみが対象でしょうか。それとも、事業所の職員全体が対象となるのでしょうか。	当該事業所の職員であれば広く対象として差し支えありませんが、あえて限定することを妨げるものではありません。
10	別表1 2(2)「通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に要する経費」として、通所しない利用者宅への訪問や安否確認を行うために、ICT機器、自転車等の備品購入費を対象としています。新型コロナウイルスの影響に伴い短期間のみ行った場合においても、備品購入費の全額を補助対象とみなしてよいですか。	補助上限額の範囲内で対象として差し支えありません。
11	感染の疑いのある者が発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった場合、疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った経費は、対象となりますか。	感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。
12	感染者が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助の対象となりますか。	対象となります。
13	別表2 3補助事業者に認められる費用は、2補助対象経費にあげられている経費のみであると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
14	別表3 1(2)「介護サービス事業所等との連携支援事業」における職員の応援派遣に要する経費について次のような場合も該当しますか。 ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	①、②のいずれについても対象となります。
15	別表3 2(2)「職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等)」とありますが、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、新たに職員を雇用する場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
16	派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられますが、その場合の人件費は、対象経費となりますか。	その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人件費を見て、その方が休む間に勤務する方の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかかり増し経費となります。
17	訪問サービス実施に伴う人員確保のためとありますが、報酬との兼ね合いはどうなりますか。	通所から訪問サービスに切り替えた場合に、通所施設の職員以外(ヘルパー等)の人員を確保する場合の諸謝金等はかかり増し経費になりますので、対象です。
18	遡って手当を支給した場合も、補助対象となりますか。	令和2年1月15日以降に発生したかかり増し経費であれば補助対象となります。
19	「濃厚接触者」の定義について教えてください。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
20	陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健所から自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は補助対象となりますか。	お見込みのとおりです。
21	別表1 3①から③に該当する通所サービス事業所が別表2 3のサービス提供を行った場合は、補助上限額は倍額となると考えてよいですか。	倍額となります。
22	「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の対象事業所のうち、別表2 3には、「訪問サービスを行わず、電話による安否確認のみを行っている事業所」も含まれますか。	訪問サービスを行っている事業所が対象となります。電話による安否確認については介護報酬の対象となりますのでかかり増し経費の対象とはなりません。

23	別表1 1(1)「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」について、事業者が感染予防のため自主的に休業した(感染者や濃厚接触者が存在していない状態で)場合でも、他の場所でのサービス提供や、訪問を行った場合は補助の対象となりますか。	別表2 3補助事業者に記載の場合は対象となります。
24	別表2 3「通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所」とありますが、休業要請を受けていない通所系サービス事業所が事業所でのサービス提供を継続し、車両を増やし送迎を少人数で実施する等を行った場合は対象外となりますか。	お見込みのとおり、居宅訪問サービスを実施していない場合は対象外となります。
25	別表2 3については、居宅訪問によるサービス提供の実施実績がなくとも、利用者からの連絡を受ける体制を整えて、サービス提供の準備までしていれば申請可能ですか。	居宅を訪問することが要件となっています。
26	休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、補助の対象外ですか。	別表2のとおり、通所系サービスに限られます。
27	別表2 3補助事業者は、小多機と看多機の通いサービスは対象外ということになりますか。 もし対象外である場合、小多機と看多機は、別表1または3に該当した場合に対象となりうるということでしょうか。	お見込みのとおりです。小多機、看多機は通常サービスの訪問に切り替えるだけです。業態変更のかかり増しには該当しません。
28	例えば「感染疑い」(肺炎症状を示してPCR検査まで行ったが「陰性」と判定された利用者や同居家族等)ケースの対応に、かかり増し経費が生じた場合は対象外ですか。	本事業の対象外ですが、通所系サービス事業所が訪問によりサービス提供を行った場合のかかり増し経費は対象となります。
29	補助事業者に養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅とありますが、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ高住も補助対象となりますか。	特定施設でなくても対象となります。